

田村市ごみ収集カレンダー広告掲載要領

平成 30 年 11 月 15 日田村市告示第 113 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、田村市広告掲載要綱（平成 22 年田村市告示第 87 号。以下「要綱」という。）及び田村市広告掲載基準（平成 22 年田村市告示第 88 号。以下「掲載基準」という。）に基づき、田村市ごみ収集カレンダー（以下「カレンダー」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告の範囲)

第 2 条 カレンダーに広告を掲載することができる業種又は事業者及び広告の内容又はデザインの範囲は、要綱第 3 条及び掲載基準の規定に準ずるものとする。

(広告の掲載位置、規格等)

第 3 条 広告を掲載する位置は、カレンダー内で市長が指定する位置とする。

2 掲載する広告の大きさは、1 広告当たり縦 40mm×横 80mmとする。

3 広告の枠数は、最大 4 枠とする。

(広告の掲載期間)

第 4 条 広告の掲載期間は発行年度を単位とする。

(広告掲載希望者の募集)

第 5 条 広告掲載希望者の募集は、市ホームページ等で公募することとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、申込みが募集する数に満たない場合又は市長が特に必要と認める場合は、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第 6 条 カレンダーへの広告掲載希望者は、田村市ごみ収集カレンダー広告掲載申込書（様式第 1 号）により、市長が指定する期間内に申し込まなければならない。

(広告掲載の決定等)

第 7 条 市長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、第 2 条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定し、その結果を広告掲載希望者に田村市ごみ収集カレンダー広告決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

2 広告掲載を決定する場合の優先順位は、次の順序により決定する。なお、同順位者の申込みが募集件数を超えたときは、抽選によって決定するものとする。

(1) 市内に事業所等を有するもの

(2) 前号に掲げる以外のもの

(広告原稿の作成及び提出)

第 8 条 広告主は、市長が指定する仕様に従って広告原稿を作成し、指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第 9 条 広告掲載料は、年額 120,000 円とする。

2 広告主は、広告掲載料を市長が指定する期日までに一括して前納するものとする。

(広告内容等の変更)

第 10 条 市長は、広告の内容、デザイン等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が別に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (4) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (5) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (6) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (7) 広告主、広告の内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (8) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。
- (9) その他、広報への広告掲載が適当でないときと市長が判断したとき。

(広告掲載料の返還)

第 12 条 納付された掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載できないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(広告主の責任)

第 13 条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告等の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされたときは、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。